

平成 30 年度「冬の省エネ県民運動」の実施について**1 取組み方針**

平成 30 年度「笑顔で省エネ県民運動」実施要綱に基づき、エネルギー消費が増大する冬季において、温室効果ガス排出量削減に向け県民総ぐるみによる省エネルギーの取組みを推進する。

2 取組みの概要

(1) 実施期間：平成 30 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(2) スローガン：「家族団らん 心あったか 笑顔で省エネ」

(3) 目標（節電の目安）

- 県民の健康及び経済活動の維持・向上を最優先に、県民生活や経済活動に無理のない範囲での知恵と工夫を活かした自主的な省エネ・節電の取組みを広く呼びかける。

◇12 月～2 月の電気使用量の削減目安を平成 25 年度対比 1%とする。

※ 山形県地球温暖化対策実行計画で設定した温室効果ガス削減目標を踏まえ、平成 25 年度対比 1%削減を目安に取組みを呼びかける。

- ただし、室温管理に係る節電については、高齢者、乳幼児など健康に留意する必要がある方々や、県民生活の安全安心に直結する部門（病院、福祉施設、医薬品・食料品倉庫等）に関する事業者は除く。
- また、生産活動等（農業、観光等を含む。）を行っている事業者等については、事業活動に支障のない範囲内での効率的な電気使用に取り組んでいただく。

(4) 主な取組み内容

○ 各種広報媒体を活用した冬の取組みの普及啓発

ポスターの作成・配布、ホームページ等による周知

○ 家庭、事業所、自動車の各分野における取組みの促進

チラシ等による家庭の取組み促進、「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」の参加促進、自動車環境マイスターによるエコドライブの普及等

○ 「冬の省エネ川柳・標語コンテスト」の実施

冬季の省エネのアイデアやメッセージ等を盛り込んだ作品を募集し、優秀作品を紹介

○ 「ウォームビズ」の普及促進【強化】

ウォームビズ^{※1}及びウォームシェア^{※2}の普及啓発

※1 暖房時の室温の目安を 20℃とし、快適に過ごすライフスタイルを推奨する取組み

※2 暖房の使い方を見直し、ひとつの部屋に集まることや、店舗、公共施設等を利用することでエネルギーの使用量を抑える取組み

○ 住宅及び家電製品の省エネ化に係る普及啓発【一部新規】

環境省「エコ住キャンペーン」^{※1}及び「5つ星家電買換えキャンペーン」^{※2}の普及啓発を行うとともに、山形県省エネ木造住宅推進協議会と連携し、県内の断熱改修事例の紹介等により住宅の省エネ化を促進

※1 冬暖かく夏涼しい高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームを呼びかけるキャンペーン

※2 統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換えや LED 照明への買換え 交換を呼びかけるキャンペーン

○ 宅配便の再配達削減に係る普及啓発

宅配便の配達日時・受取場所指定サービスの利用等を呼びかけるとともに、環境省が実施している再配達削減に向けた実証事業（山形市内へのオープン型宅配ボックス設置）について周知

※ エコ住キャンペーン：冬暖かく夏涼しい高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームを呼びかけるキャンペーン

WARMBIZ

ウォームビズ